

庄内空港医療救護活動に関する協定書

山形県庄内空港事務所（以下「甲」という。）と社団法人 酒田地区医師会（以下「乙」という。）は、庄内空港において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、庄内空港において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合に、甲乙協力の下に医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

（要請）

第 2 条 甲は、庄内空港において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合で、医療救護活動を実施する必要が生じたときには、乙に對しその内容を通報するとともに、医療救護要員派遣要請区分（以下「要請区分」という。）に応じ、医師及び看護婦等（以下「医療救護要員」という。）の派遣又は待機の要請を行うものとする。

（医療救護要員の派遣及び待機）

第 3 条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

（医療救護要員の任務）

第 4 条 医療救護要員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の選別
- (2) 傷病者に対する応急処置及び必要な医療処置

(3) 医療機関への搬送の要否及び順位の決定

(4) 死亡の確認

(医療資器材等の提供)

第 5 条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

(消火救難訓練)

第 6 条 甲は、消火救難訓練を計画した場合には、乙に訓練内容を連絡するとともに、必要に応じ医師及び看護婦等の参加を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から消火救難訓練への参加要請があった場合には、これに協力するものとする。

3 甲は、乙に対し、消火救難訓練に使用する医療資器材等を提供するものとする。

4 甲は、乙が第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、所定の訓練謝金を支給するものとする。

(費用負担)

第 7 条 医療救護活動に係る費用負担については、別途協議するものとする。

(災害補償)

第 8 条 医師又は看護婦等が医療救護活動又は訓練参加において二次災害を負った場合には、「空港救急医療従事者傷害補償制度」に基づき処理するものとする。

(細 目)

第 9 条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第 10 条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

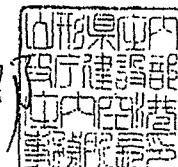
第 11 条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 6 年 6 月 1 日

甲 山形県庄内空港事務所
所 長

池田 武良



乙 社団法人 酒田地区医師会
会 長 松浦 昭一



庄内空港医療救護活動に関する協定書細目

庄内空港医療救護活動に関する協定書（平成6年6月1日締結）（以下「協定書」という。）第9条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

（医療救護要員派遣要請区分）

第1条 協定書第2条にいう医療救護要員派遣要請区分は、次のとおりとする。

待機要請：医療救護要員が医師会館又は自宅等において待機を要する事態

派遣要請：現場救護所に派遣を要する事態

（報告書等の提出）

第2条 乙は、協定書第3条の規定に基づき、医療救護要員の派遣又は待機を行った場合には、医療救護要員名簿（第1号様式）及び医療救護活動実施報告書（第2号様式）並びに医療品等使用報告書（第3号様式）を甲に提出するものとする。

2 乙は、協定書第6条第2項の規定に基づき消防救難訓練に参加した場合には、訓練参加者名簿（第4号様式）を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第3条 甲は、協定書第7条に定める費用負担について、速やかに関係者による会議を招集し、協議するものとする。

2 乙は、会議の結果に基づき、甲を通して、費用を負担すべき者に対して請求書（第5号様式）を提出するものとする。

(費用負担の内訳)

第 4 条 乙が、請求する費用負担の内訳は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護要員の派遣又は待機に要した費用
- (2) 医療救護要員が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(有効期間)

第 5 条 この細目の有効期間は、細目の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この細目の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この細目は延長され、以降同様とする。

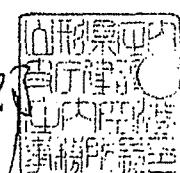
本細目2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 6 年 6 月 1 日

甲 山形県庄内空港事務所

所長

池田 武文



乙 社団法人 酒田地区医師会

会長 松浦 昭一

